

沖縄県企業局一般競争入札公告 第8号

億首取水ポンプ場取水管布設工事の一般競争入札の実施について地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年7月1日

沖縄県公営企業管理者

契約担当者 企業局長 仲田 文昭



1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名 億首取水ポンプ場取水管布設工事

(2) 工事場所 金武町金武地内

(3) 工事内容

ア 目的 本工事は億首ダム建設に伴い、ダムからポンプ場まで取水管を布設し、ポンプ場内の整備工事を行うものである。

イ 規模等 延長：取水管布設工 開削 L≒140m 推進 L≒124m
場内整備工 擁壁 S≒89㎡ 照明設備 3基

ウ 管径・管種 φ900mm、φ700mm、φ600mm、φ500mm、φ200mm・ダクトイル鉄管
φ700mm・推進用ヒューム管

エ 工法 開削工法、推進工法（二重鞘管構造）、擁壁工、照明設備工

オ 概要図 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期 228日間

(5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 本工事は、入札手続き（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。

2 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の結成にあたっての要件

(1) 2社共同企業体とする。

(2) 自主結成方式とする。

(3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

(5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1) 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法に定める建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成23・24年度建設工事入札参加資格者名簿（以下「平成23・24年度有資格者名簿」という。）に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）。

ただし、平成23・24年度有資格者名簿に経常建設共同企業体として登録されている者及びその構成員は参加できない。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

オ 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の開札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。

カ 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・日本上下水道設計株式会社
- ・株式会社日興建設コンサルタント

キ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(2) 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、平成23・24年度有資格者名簿に土木一式工事業の特A等級として登録されている者。

イ 公共機関が発注する下記に掲げる工事を元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。

- a 導水管工事、送配水管工事、取水ポンプ場施設工事、調整池建設工事、増圧ポンプ場施設工事、導水トンネル工事、下水道工事のいずれかであること。
- b 管種は、鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、ヒューム管等であること。
- c 過去10年以内の工事であること。（判断は企業局で行う。）

ウ 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

(7) 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士の資格を有する者、若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

(i) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ii) 配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3か月以上の雇用）があること。

エ 本県に建設業法に基づく本店がある者。

(3) 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める建設業の許可を受けた者であつて、平成23・24年度有資格者名簿に水道施設工事業として登録されている者。

イ 公共機関が発注する下記に掲げる工事（下請けを含む）を施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。

a 導水管工事、送配水管工事、取水ポンプ場施設工事、調整池建設工事、増圧ポンプ場施設工事、導水トンネル工事、下水道工事のいずれかであること。

b 管種は、鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、ヒューム管等であること。

c 過去10年以内の工事であること。（判断は企業局で行う。）

ウ 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

(7) 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(i) 配置予定の主任技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3か月以上の雇用）があること。

エ 本県に建設業法に基づく本店がある者。

4 入札場所及び日時

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

(1) 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成23年8月8日（月）9時00分

入札書提出締切日時：平成23年8月8日（月）15時00分

(2) 持参による場合

持参日時：平成23年8月9日（火）13時50分

持参場所：沖縄県企業局第3会議室（県庁12階）

※競争参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

注意事項：工事内訳書は平成23年8月8日（月）15時までに提出すること。

開札日時：平成23年8月9日（火）14時00分 電子入札システムにより開札

5 入札参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 提出期間：平成23年7月1日（金）から平成23年7月7日（木）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

※ただし、昼休み時間（12時～13時）を除く

イ 提出場所：沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企業局建設計画課 建設第2班

電話番号 098-866-2814 / FAX番号 098-866-5799

ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。

なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書（第3号様式(2)のみでよい）を提出すること。

電子入札システムへの登録期限は、平成23年7月8日（金）午前10時までとする。

エ 提出部数：1部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

平成23年7月15日（金）（予定）までに通知する。（電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。（ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）

(3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：沖縄県企業局総務企画課

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

6 共同企業体資格審査申請の提出

本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出しなければならない。

(1) 提出期間：平成23年7月1日（金）から平成23年7月7日（木）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(2) 提出場所：沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企業局建設計画課 建設第2班

電話番号 098-866-2814 / FAX番号 098-866-5799

(4) 部 数：1部

(5) 同種工事の契約書の写し（発注者、工事名、契約金額が確認できるもの）を添付すること。また、当該工事の施工体制について、確認できる資料を添付すること。

7 設計図書の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間 平成23年7月1日（金）から

(2) 交付方法 沖縄県企業局ホームページ及び沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

(3) 問い合わせ先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企業局総務企画課

電話番号098-866-2803 / FAX番号 098-866-2819

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札保証金の免除について

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならないが、次に該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。

「過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合」

イ アに該当せず入札保証金等の納付が必要となった場合

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等又は金融機関の入札保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い保険証券を提出した場合は、入札保証金を免除する。

入札保証金の金額等（有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）については、見積る契約金額（入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（有価証券等又は金融機関の入札保証書の提供及び入札保証保険証券の提出を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

10 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該工事の競争参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

11 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

ただし、電子入札対象工事であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。

- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

13 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

14 その他

- (1) 資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (6) 入札参加者は、沖縄県企業局競争契約入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 工期は、事情により変更することがある。
- (8) 最低制限価格を設定する。
- (9) 詳細は、沖縄県電子入札運用基準による。

15 本案件に関する質問・回答

- (1) 入札及び契約関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班
電話番号098-866-2803 / FAX番号 098-866-2819

- (2) 上記(1)以外に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企業局建設計画課 建設第2班

電話番号 098-866-2814 / FAX番号 098-866-5799

ア 提出期間：平成23年7月15日（金）から平成23年7月29日（金）まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：上記(2)に同じ

ウ 提出方法：持参によるものとする。

電子入札対象工事の場合でも、持参すること。

エ 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：平成23年8月2日（火）から平成23年8月8日（月）
までの祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

閲覧場所：上記(2)において閲覧に供するほか、入札情報サービスに掲載する。【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

億首取水ポンプ場取水管布設工事（水道関連工事） 応募資格要件に関する注意事項

下記の注意事項は、沖縄県企業局建設計画課の発注する平成23年度の億首取水ポンプ場取水管布設工事（水道関連工事）に係る応募資格要件に関して適用する。

1 配置予定技術者について

- 1) 公告文中「それと同等以上と認められる者」とは、技術士等の資格要件を満たす者である。
（技能検定による資格は該当しない。）
- 2) 全ての配置予定技術者は、工事の実務経歴（同種工事以外でも可。）を有すること。
- 3) 上記の要件を確認するため、全ての構成員は、配置予定技術者の資格者証、合格証のコピー及び実務経歴書（原本）を提出すること。（最近3年間に現場の実務がない者は、配置予定技術者として受け付けない。なお、代表者の配置予定技術者については、3年間の実績として現場代理人、主任技術者及び監理技術者等の指導監督的実務経験を有すること。）
- 4) 配置予定技術者（現場代理人、主任技術者及び監理技術者）は、現場に常駐できる者とする。

2 同種工事について

同種工事とは、導水管工事、送配水管工事、取水ポンプ場施設工事、調整池建設工事、増圧ポンプ場施設工事、導水トンネル工事及び下水道工事である。（過去10年以内の工事で、判断は企業局で行う。）
管種については、鋼管、铸铁管、ダクタイル铸铁管、PCCP管等を記入すること。なお、塩ビ管については、同種工事として該当しない。

3 施工実績について

- 1) 代表者について
ア 施工実績は、国・県・市町村・公社公団等が発注した工事（元請け）が対象である。
（共同企業体の場合は、構成員でも可。施工実績書及び請負契約書のコピーを提出。）
- 2) 構成員について
イ 施工実績は、国・県・市町村・公社公団等が発注した工事（下請けでも可。）が対象である。
（施工実績書及び請負契約書のコピーを提出。）

4 その他

- 1) 同一の工事には、全ての構成員とも、複数の応募はできない。（代表者あるいは構成員が同一工事で他の共同企業体の構成員として複数応募した場合、その該当する共同企業体は、応募資格要件不良として処理する。）
- 2) 同一の共同企業体でも他の工事には応募できる。（同一の工事には、一度しか応募できないが、工事が違うのであれば複数の応募が可能である。）
- 3) 同一の技術者を複数の工事の配置予定技術者として応募することができる。
ただし、他の工事を落札したことにより、当該工事の配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、当該工事の入札を辞退すること。
なお、同一日に複数件実施する電子入札の場合は、落札結果通知が応札日の翌日以降になることから入札辞退届けの提出は不要とする。この場合、同一の技術者で申請している他の案件については、「入札無効」として処理する。
- 4) 応募調書等の提出部数は1部とする。